主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

原告訴訟代理人は「特許庁が昭和四六年――月―七日、同庁昭和四三年審判第六 二八〇号事件についてした審決を取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。」との 判決を求め、被告指定代理人は主文同旨の判決を求めた。 第二 請求原因

ー 特許庁における手続の経緯

原告は、昭和四〇年一〇月一三日、楷書体の「高砂」の漢字とアンチツク体の「ミクロン」の片仮名文字を一連に左横書きし、その下部にイタリツク体で「takasagomicron」の欧文字を横書きしてなる商標(以下「本願商標」という。)につき、指定商品を商標法施行規則第三条別表第四類化粧品(薬剤に属するものを除く。)その他本類に属する商品として、商標登録出願したところ、昭和四三年六月一〇日拒絶査定を受けたので、同年八月一三日審判を請求した(同年審判第六二八〇号)。特許庁は右審判事件につき昭和四六年一一月一七日「本件審判の請求は成り立たない。」との審判をし、その謄本は昭和四七年一月一七日原告に送達された。

本願商標の構成、登録出願年月日および指定商品は一のとおりである。

ゴシツク体とアンチツク体を折衷したような態様で「明色ミクロン」の漢字と片仮名文字を一連に左横書きしてなり、旧商標法施行規則(大正一〇年農商務省令第三六号)第一五条第三類香料及び他類に属しない化粧品を指定商品とする商標が昭和二六年一月一八日登録出願され、昭和二七年六月二四日登録されている(登録第四一二九八号商標。以下「引用商標」という。)。

請求人(原告)は、両商標における「ミクロン」の文字は一メートルの一〇〇万分の一の長さを言い、特別顕著性がない部分であつて、両商標は前半の「高砂」と「明色」の文字に特別顕著性を有するものであるから非類似である旨主張するが、「ミクロン」の文字が前記の意味を有する語であることのみをもつては、その指定商品について自他商品の識別標識としての機能を有しないものと判断することはである。

きないので、請求人(原告)の上記主張は採用することができない。

したがつて、本願商標は商標法第四条第一項第一一号に該当するものとして、その登録は拒絶されるべきものである。

三 審決を取り消すべき事由

第三 被告の答弁

本件の特許庁における手続の経緯、本願商標の構成、指定商品、登録出願年月日、 一、おりであることは認めてある。 一、おりであることは認めてある。 一、おりであることは認めてある。 一、おりであることは認めてある。 であることはであることは、本願商には、本願商には、本願商には、本願である。 であることは、本願である。 であることは、本願である。 であることは、本願である。 であることは、本願である。 でのといて、本願である。 での関係において、本願である。 でいて、本願であるいでは、 での関係である。 でいて、本願である。 でいて、本願である。 でいて、本願である。 でいて、本願である。 でいて、本願である。 でいて、本願である。 でいて、とりいで、 でいて、とりいで、 での関係にある。 でいて、といで、 での関係にある。 でいて、 での関係にある。 でいてもないがである。 でいてもないではないででは、 での関係にある。 でいてもないでする。 でいて、 での関係にある。 でいて、 での関係にある。 でいて、 でいる。 で

第四 証拠関係(省略)

理 由

本件の特許庁における手続の経緯、本願商標の構成、指定商品、登録出願年月日、審決理由の要点が原告主張のとおりであること、引用商標の構成、登録出願および登録年月日、指定商品が審決認定のとおりであることは当事者間に争いがない。

原告は、本願商標中の「高砂」、「takasago」および引用商標中の「明色」がそれぞれ強度の識別力を有するから、これを無視して本願商標に類似するとすべきではない旨主張するが、右主張は、両商標がそれそれ前後一連にのみ称呼されることまたは「高砂」および「明色」とのみ称略されることを前提とするものであり、その前提の誤りであることは右に判示したとおりであるから、採用の限りではない。なおまた、「高砂」の文字を商号の一部とする原告が有名は化粧品製造であることおよび「明色」の文字が引用商標権者を表示するものとして著名で引者であることおよび「明色」の文字が引用商標権者を表示するものとして著名で引着であることおよび「明色」の文字が引用商標を表示するものとして著名で引用商標が「ミクロン」と略称されることの妨げとなると解さなければならない。

よつて、本件審決を違法としてその取消を求める原告の請求は失当というべきであるからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 青木義人 瀧川叡一 宇野栄一郎)